

岐阜県公報

目 次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課) 二五二
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同) (二五二)
指定医療機関の廃止の届出	(同) (二五二)
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同) (二五二)
医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同) (二五三)
道路の供用開始	(道路維持課) 二五三

告 示

岐阜県告示第二百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
のぞみ歯科クリニック	本巣郡北方町栄町三丁目八五	令和元・六・一
むとうクリニック	高山市七日町三丁目一〇六番地	令和元・八・一
のむら・笠原クリニック	多治見市笠原町字権現二二〇番一六二	同
クスリのアオキ北方高屋薬局	本巣郡北方町高屋伊勢田一丁目六番	同
V・drug 笠原中央薬局	多治見市笠原町字権現二二〇番地二八九	同
ハシモト薬局音羽店	多治見市音羽町一 二二二	同

第 四 十 一 号

令和元年九月二十四日

(火曜日)

ハシモト薬局三笠店 多治見市三笠町一 一八 同

岐阜県告示第二百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
-------------	---------------------	----------------	-----------------	-----------

合同会社道心会	岐阜市桑原町小敷一四二八	喫茶去訪問看護ステーションほつ	岐阜市堀津町前谷八五番地	令和元年九月二十四日
---------	--------------	-----------------	--------------	------------

株式会社くらしケア	愛知県名古屋千種区小松町六丁目一番地三 ・SKYマンションレスカール大久手二〇一号室	くらしケア大垣訪問看護ステーション	大垣市林町一七八四 ・イッパルビルイッパルビル一〇六号室	同
-----------	---	-------------------	---------------------------------	---

合同会社董	各務原市鷺沼三ツ池町一丁目二〇二番地三	すみれ訪問看護	各務原市鷺沼三ツ池町一丁目二〇二番地三	同
-------	---------------------	---------	---------------------	---

岐阜県告示第二百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
のぞみ歯科クリニック	本巣郡北方町東加茂一 六三	令和元・五・三一
むとうクリニック	高山市七日町三丁目一〇六番地	令和元・七・三一
こころ調剤薬局郡上八幡店	郡上市八幡町稲成三〇一 一三	平成三一・四・一四
ウエルシア薬局関緑ヶ丘店	関市緑ヶ丘一丁目二番一五号	令和元・七・一九
有限会社ハシモト薬局駅前店	多治見市本町一 二 駅前プラザテラ内	令和元・七・一
有限会社ハシモト薬局音羽店	多治見市音羽町一 二二二	令和元・七・三一
有限会社ハシモト薬局三笠店	多治見市三笠町一 一八	同

岐阜県告示第二百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

社会福祉法人 慈恵会

美濃加茂市下米田町東
板井八一 三

介護予防
通所リハ
ビリデー
シヨーン

介護老人保健施設 さわやか
かりバーサイドピラ・デイ
ケアセンター

美濃加茂市下米田町東
板井八一 三

平成三一・四・一

同

同

介護予防
短期入所
療養介護

同

同

同

医療法人 純真会

可児市下恵土三四四〇
六七八

訪問リハ
ビリデー
シヨーン

あんどろクリニク

可児市下恵土三四四〇
六七八

令和元・六・一

同

同

介護予防
訪問リハ
シヨーン

同

同

同

岐阜県告示第二百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

令和元年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名	氏 名	施設所等の名称	施設所の所在地又は施術者の住所	指 定 年 月 日
木方 秀行	木方 秀行	訪問医療マッサー 院 シ ひだまり治療	各務原市下中屋町一丁目四五番地 二	令和 元 八 八
三 國 健 児	三 國 健 児	みくに鍼灸接骨院	本巣市見延五八八 一	令和 元 八 三

岐阜県告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年九月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

